

石 財 政 第 1 4 9 号
平成 2 1 年 1 0 月 2 9 日

各部（局・室）長及び会計管理者 様

財 政 部 長

平成 2 2 年度予算編成方針について

平成 2 2 年度予算編成方針を別紙のとおり定めたので、各部局におかれましては編成方針を十分にご理解のうえ、予算に関する各種作業を行ってください。

（財政課）

平成22年度予算編成方針

(国内の背景)

日本経済は長期にわたって景気の後退局面を続け、特に昨年秋以降は急激に悪化の一途を辿ってきました。

内閣府が10月に発表した月例経済報告では、「景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」として、この間に行われてきた累次の経済対策による公共事業の大幅な積増し効果や、海外経済の改善などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことに一筋の期待を覗かせています。



しかしながら、一方では雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクがなお存在していることなど、依然として国内経済は非常に厳しい状況に置かれ、国民の不安感は拭い切れないという状況にあります。

このような中、先の衆議院総選挙で発足した新政権は、混迷する日本経済や国民生活の立て直しをはじめ、政治主導の確立や内閣が主体となった政策決定の一元化を提唱し、これまでの概算要求基準(シーリング)を廃止した上で、国家予算の全面組み替えを進めています。

さらに、政策マニフェストに掲げた「こども手当」の創設をはじめ、生活保護、子育て、医療、後期高齢者医療、障害者自立支援など多岐にわたっての既存政策の大胆な見直しの動きは、今後の財政運営に大きな影響を与えることは必至です。

これら政治の大きな変革の波に乗り遅れることなく、柔軟かつ機動的な態度で新年度予算編成に万全を期すことが求められます。

マニフェストに掲げられた主な政策のうち、予算編成等に直接的な影響が及ぶと考えられる主なもの

こども手当(H22~)	障害者自立支援法の廃止
出産支援(H22~)	ひもつき補助金を廃止し、一括交付金化
生活保護母子加算の復活	暫定税率の廃止(H22~)
保育所待機児童の解消	全国最低賃金(想定800円)の設定(順次実施)
後期高齢者医療制度の廃止(順次実施)	等々

(本市の財政状況について)

本市は、平成18年度の「財政再建計画」の策定以来、その根幹である事務事業の見直しをはじめとする行財政改革を進め、財政基盤の再構築に努めてきました。

一方で、経済の危機的状況を克服するため、平成20年度後半から今年にかけては、前政権の公共需要拡大による景気回復路線と連動し、累次の補正予算措置によって多くの公共事業の追加・前倒しを行い、市民の暮らしを守り地域活力の維持に努めてきました。

一連の経済対策は、限られた財政資源を緊急かつ効果的に投入し、さらには政府による巨額の財政出動の下支えを受けて実現した臨時的措置ですが、今後においても、財政再建の取り組

みと市民生活の安全・安心の確保や市内経済の活性化の視点を財政運営の両輪として、柔軟かつスピーディーな対応に努めていく必要があります。

現在、政権交代に伴って地方財政を取り巻く環境も大きく変化することが予想され、歳入・歳出両面において既存の枠組みに大きなメスが入られることが懸念されます。

特に、暫定税率の廃止や、いわゆる「ひもつき補助金」の廃止は、地方交付税や臨時財政対策債、地方譲与税をはじめとする、地方一般財源の大幅な構造変化をもたらすことが予想されるなど、先行きが見通せない状況にあります。

また、自主的な財政運営の根幹となる市税収入も、景気の低迷によって依然として減少が続いているなど、歳入環境のプラス要素を現時点で大きく見込むことは非常に困難な状況です。一方、歳出面においては、引き続き少子高齢化や雇用不安などの影響から社会保障関係経費の自然増が見込まれるとともに、財政再建計画の策定当初に行った市債平準化期間の終了による公債費の増加や基金借入金の元金返済の開始、近年の職員退職の増加を反映した負担増など、義務的経費の増加が見込まれています。

さらに、このような厳しい収支状況が見込まれている中であっても、本市の喫緊の財政課題である土地開発公社や国保会計への財政出動は、計画的に取り組んでいかなければなりません。

(財政健全化判断指標等について)

この度公表した、平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率4指標は、昨年に引き続き何れも早期健全化基準を下回り、特に、実質公債費比率や将来負担比率については、数値の改善が見られます。これらは、財政再建計画による市債発行の厳しい制約により市債償還費が減少傾向にあるとともに、平成20年度は本市の標準的な歳入規模が一時的に改善したことによるものであり、今後の普通交付税や税収等の動向によっては、再び上昇傾向に転じることが懸念されます。

また、普通会計とすべての公営事業会計の赤字を連結する「連結赤字比率」は、今年も一般会計の剰余金や水道事業の内部留保資金などの黒字によって、国保会計の11億円を超える赤字を相殺し、結果として連結赤字を回避しているという実情です。

このように、本市における財政健全化4指標は、一見して健全な状態が保たれているように思われますが、交付税などの外的要因や内部留保の多寡などによって、悪化に転じる危険性を秘めているといった状況にあります。

財政指標	H18	H19	H20		(H21見通し)
				(全国平均)	
実質公債費比率	20.4%	14.2%	13.3%	11.8%	13%前後
将来負担比率		174.0%	148.1%	100.9%	140%前後
経常収支比率	92.8%	91.6%	89.5%	91.8%	90%前後

さらに、財政構造の硬直化を示す経常収支比率についても、実質公債費比率と同様、一時的な歳入面の回復によって平成20年度決算では改善傾向を示しているものの、今なお予断を許さない状況にあります。

依然、市財政は厳しい状況下に置かれている一方、新年度に向けて日本の政治が大きな変革の時を迎えている中であって、今一度、財政再建計画の本旨を疎かにすることなく、堅実な財政規律の維持を大前提としながら、「刷新」と「展望」の精神をもって平成22年度予算編成に取り組むものとします。

予算編成の基本的な考え方

平成22年度予算編成においても、引き続き、財政再建計画に基づくこれまでの改革努力の持続と確実な実行を基本とします。一方、混迷が続く日本経済によって、市民生活や地域経済・活力にもたらす悪影響を最小限に止めるよう、緊急かつ積極的に取り組むべき政策課題については、スピード感をもって対処し、限られた経営資源を戦略的・集中的に投入するメリハリのある予算編成を行うこととします。

また、新政権によって進められる新たな国家戦略とそれに伴う地方自治経営の変化に対しては、柔軟性と機動性を発揮しながら最大限活用していくこととします。

1 活力ある地域づくり

これからの自治体経営は、「選択と集中」、「持続・自立的な地域経営」、「協働」、「成果指向」などの視点に立って、市民の安全・安心や地域活性化という基本課題を追求しながら、個別の地域課題の解消や活力ある地域づくりの推進が求められています。

財政再建計画に基づく財政基盤の立て直しを着実に進めていく一方で、こうした視点を重視した地域づくりを実現していくため、政策主導型の予算編成を進めていくこととし、予算の質的転換を図っていくこととします。

総合計画や市長マニフェストに連動した施策展開を図るとともに、『平成22年度重点施策に関する基本方針』を基調として予算編成に当たることとします。

(平成22年度重点施策)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 安全・安心による質の高い生活づくり(2) 地域経済活性化(3) 環境・快適・持続可能な満足度の高い地域づくり(4) 地域自治区振興 |
|--|

2 行財政改革の取り組み

(1) 財政再建計画の着実な実行

財政再建計画の4年次目となる平成22年度においても、これまでの改革努力の持続とともに、その着実な実行を基本とします。併せて、さらなる創意・工夫による改革意識をもって予算編成にあたり、その取り組みの成果は確実に予算に反映していくこととします。

(2) 行政経営の改善

少数精鋭の行政経営を推進するため、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮し、複雑・多様化する行政需要に的確に対応するため、さらなる事務事業の整理やスリム化とともに、市民の自発的・積極的な行政分野への参画が必要となっています。

予算要求にあたっては、本市の事業評価システムを活用し、個別事務事業の課題、改革・改善の方向性をチェックし、抜本的な見直しが必要と判断される場合にあっては、廃止やスクラップアンドビルドによる事業の再構築に取り組むこととします。

(3) 連携・協働の推進

多様化、複雑化する地域課題の解決のためには、これまでの公益的なサービスはすべて行政が担うというシステムの見直しが必要であり、行政、市民、企業の役割分担を見直し、迅速性、柔軟性、専門性など優れた特性を持つ市民活動団体や企業との協働によって、市全体として公益的なサービスの拡充を進めることが重要です。

特に、平成20年度から運用を開始した協働事業提案制度などの活用を通じて、これら連携・協働の具体的な取り組みの推進を図ります。

また、様々な主体が特性を発揮するシステムは市役所内部も同様であり、事務の効率化はもとより、サービスを拡充し事業効果を向上させることができないかなど「市役所内協働」も併せて進めることとします。

(4) 事業終期の設定と成果指向

事業終期の設定（サンセット方式）は、既に補助金等交付基準において交付金事業の特例として導入しているところですが、新年度予算では義務的経費を除くすべての新規事業（施策）について、原則として3年間を目安とするサンセット方式の採用を検討することとします。

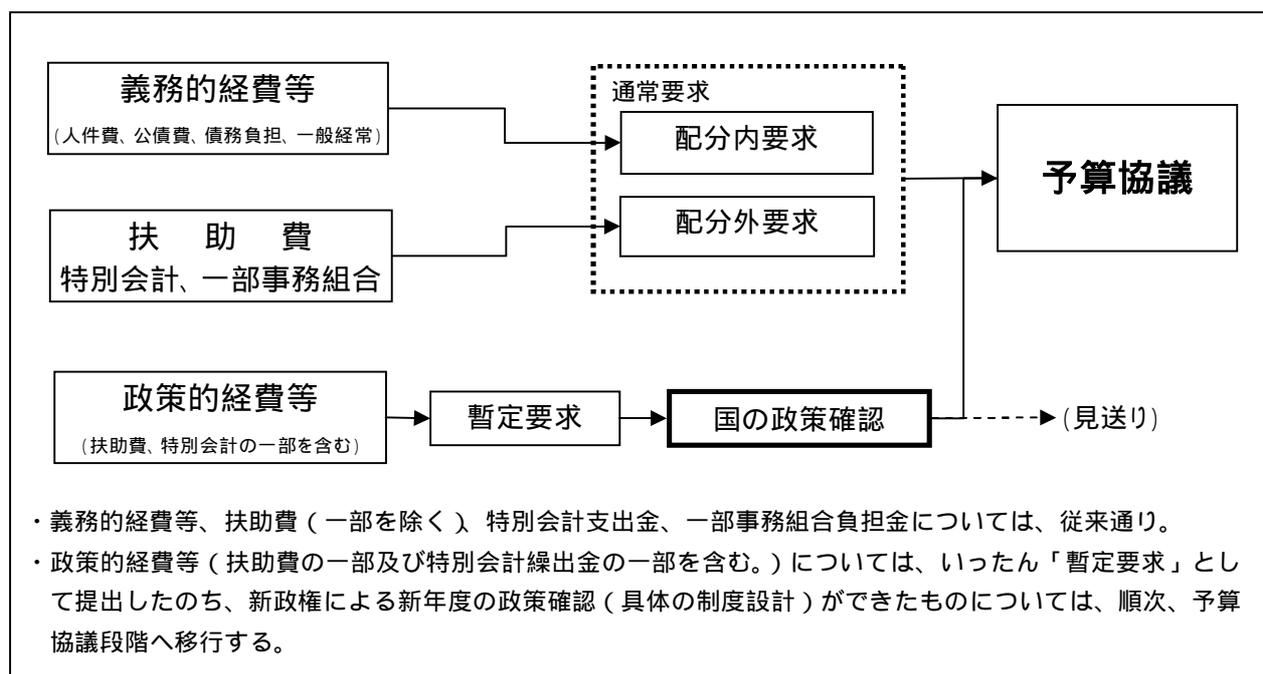
なお、これら新規事業の予算協議に当たっては、「工程表」を用いて事業の目的や意図の明確化を図るなど、成果指向の徹底に努めます。併せて、予算概要の公表等に際しては、それらの情報について積極的な発信を行うこととします。

また、継続（既存）事業についても、可能な限り開始時期や経緯などの確認を行ない、将来展望を踏まえた予算協議を行ないます。

3 予算編成手法

予算編成の基本的な考え方を踏まえ、限られた財源を効率的・効果的に配分するため、以下の手法により予算編成を行うものとします。

特に、平成22年度については、政権交代に伴う様々な変化が想定されることから、平年時の予算編成の流れに加えて、概ね次のフローにより進めることとします。



- ・義務的経費等、扶助費（一部を除く）、特別会計支出金、一部事務組合負担金については、従来通り。
- ・政策的経費等（扶助費の一部及び特別会計繰出金の一部を含む。）については、いったん「暫定要求」として提出したのち、新政権による新年度の政策確認（具体の制度設計）ができたものについては、順次、予算協議段階へ移行する。

(1) 財政フレームとの整合

政権交代に伴い、現時点では一般財源の太宗をなす地方交付税や臨時財政対策債、地方譲与税等の見通しが不透明なことから、市税を含む一般財源の総額を前年比とほぼ同額とした仮置き
の財政フレーム（10頁参照）に基づき予算調整を行います。

なお、現時点で見込まれる2億円の収支不足については、今後、歳入見通しの変動分と歳出
圧縮努力により解消することとします。

(2) 財政健全化の推進

財政状況を的確に把握するとともに、持続可能かつ堅実な財政構造を確立するため、健全化
法に基づく4指標を念頭に予算調整を行います。

(3) 予算配分方式と各部局マネジメントの推進

各部局に対しては、政策事業等を除き一般財源ベースの予算配分を行い、各部長が責任を持
って予算配分枠の範囲で調整を行うこととします。なお、配分枠はあくまでも上限という認識
のもと、さらなる経費圧縮が可能な場合は、配分枠を残す予算要求をお願いします。

枠配分の超過要求は原則認められません。

また、予算要求にあたっては、各部局（両支所を含む。）単位で「予算要求方針」を作成する
など、所管部局としての自主性や創意・工夫を発揮した要求に努めてください。（各部局の予算
編成方針は、第1回理事者ヒアリング時の説明資料として使用する予定です。）

なお、新たに厚田・浜益両区との事前協議が必要となる事業を予定する場合には、必ず予算
要求前に各支所との調整を行ってください。

(4) 「縦割り」から「連携型」の予算編成の実践

限られた財政資源を効率的に活用し最大限の効果を得るとともに、雇用対策や子育て、危機
管理など、多様化する行政ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、従来の「縦割り・単一」
型の予算措置だけではカバーしきれないケースが多く、「連携・複合」型の予算調整機能が求め
られています。

このような「縦軸」と「横軸」を意識した予算編成を実践し、複雑な政策課題に対して適切
な予算措置を行うため、必要に応じて、既定の配分枠を横断的にスクラップアンドビルドする
など、関連部局の自主的・積極的な連携による予算要求を行ってください。

(5) 各支所の予算要求

各支所の予算要求は、各部局において各支所担当課からの要求を取りまとめ調整を図って
ください。なお、支所地域振興課においては、「主要事業一覧表」などの任意様式により、各支所
の要求概要の取りまとめを行ってください。

また、各支所が地域自治区における特色ある地域づくりの推進を図る「地域自治区振興事業」
については、「地域づくり基金」を活用し実施することとし、部配分予算とは別枠で措置するも
のとします。

なお、平成22年度予算は、今年9月の区長制度廃止後最初の予算編成となることから、今
まで以上に住民主導の地域振興を積極的に支援していくこととし、両区における本基金の活用
の拡大を図ることとします。

予算要求（見積）に当たっての留意事項

1 歳 入

歳入の見積りにあたっては、過去の実績や今年度の決算見込みを参考にするほか、新政権下においてあらためて各省庁から出された概算要求、社会・経済動向等に基づき、適正な財源の捕捉に努め、過大・過少見積りとならないよう十分留意してください。

特に、多額の収入未済額を抱える歳入科目については、具体的な対策を講じるなど、収納率の向上を最大限努力すること。

また、平成22年度予算編成にあたっては、政権交代後の国の政策動向を十分注視することとし、当初要求時点で十分に確認がとれていない国庫財源等については、すべて「暫定要求（見積）」扱いとしてください。

歳入科目	留意事項
(1) 市 税	自治体経営の根幹となる市税収入は、財源確保の面はもとより、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については「財政再建計画」の趣旨を踏まえて、さらなる向上に努力すること。
(2) 使用料、手数料及び諸収入	数量等については調査等によりの確に見積もることとし、利用者数が減少している施設については、各部局において施設管理者とともに、その原因を調査・分析の上、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討すること。特に、平成22年4月の改定を予定している各種料金については、改定後料金（案）に基づく見積りとする。 また、新たな自主財源の確保に向け、市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として活用する広告事業の導入を積極的に実施すること。
(3) 国及び道支出金	法令及び過去の実績等の勘案はもちろんのこと、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整の上的確に見積もること。特に、国の政策動向を十分注視し、十分に確認がとれない国庫財源等については、すべて「暫定要求（見積）」扱いとすること。 なお、「安心こども基金」をはじめ北海道が造成した各種の基金活用事業については、引き続きその積極的な活用を図ることとします。
(4) 財産収入	財産の評価等については、関係部局と十分調整の上見積もるとともに、「財政再建計画」に沿って、今後、市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保に努力すること。
(5) 繰入金	収支不足を補てんするための基金からの借入れは行いません。 なお、基金の有効活用を図る観点から、厚田・浜益地域づくり基金など運用益（果実運用型基金）を活用する事業については、必要に応じて基金元金を支消するなど活用を図るものとします。

(6) 市 債	<p>公債費の増嵩が財政ひっ迫の大きな要因となることから、市債残高の減少を図り、将来世代に過度の負担を残さないため、建設事業費の抑制による市債発行枠の抑制に努めます。</p> <p>なお、適債性の判断及び起債可能等については、財政課に確認してください。</p>
(7) 繰 越 金	<p>当初予算においては見込みません。</p>

2 歳 出

歳出の予算要求にあたっては、「第4期総合計画」及び「平成22年度重点施策」のほか、監査指摘事項や議会審議等の経緯も踏まえ、“措置(改善)すべきもの”に対する適切な予算対応を行うため、財政再建計画に掲げた見直し項目など、“変えるべきもの”をしっかりと変えていくことを念頭に、事業の優先順位や緊急度、費用対効果等を厳しく検証し、要求段階から積極的な削減を行ってください。

歳 出 科 目	留 意 事 項
(1) 人 件 費	<p>職員数は、「定員適正化計画」に基づき計上すること。</p> <p>また、嘱託職員等の報酬額は特に市長が認めた職種を除き、本則2%削減とします。(職種別の詳細な単価は、別途職員課から通知します。)</p>
(2) 管理的経費及び一般事務経費	<p>管理的経費及び一般事務経費は、事務事業の必要性、有効性を十分検証し、既定経費の更なる削減に取り組むこと。</p>
(3) 扶 助 費	<p>扶助費については、あらためて国の基準を超えるサービスや市単独のサービスについて、その必要性・費用対効果などを検証し、事業費の縮減に努めること。特に、国の政策動向を十分注視し、十分に確認がとれない場合は、すべて「暫定要求」扱いとすること。</p>
(4) 補 助 金 等	<p>各種団体への奨励的な助成や事業への交付金については、財政再建計画を基本とし、特に5万円未満の小額補助金等については、その必要性、有効性を検証し、統廃合を進めること。</p> <p>なお、補助金等予算の執行上、事業完了前の概算払は真に必要と認められる場合に限られるため、団体の資金状況等の把握に努め、実績払への移行に努めること。</p>
(5) 特別会計繰出金等	<p>各特別会計等の予算編成にあたっては、独立採算の原則を前提として、一般会計による経費負担の適正化を図るため、業務の一層の合理化、健全化に努めること。さらに、企業会計(法非適用含む)にあっては、資金収支の状況など、健全化法による財政指標を念頭に置き予算調整を行うこと。</p> <p>原則として、特別会計等に対する赤字補てん繰出しは行わないこととしますが、国民健康保険事業に関しては、現在、策定作業を進めている経営健全化計画に基づき、計画的な補てん措置を行うこととします。</p>

その他の留意事項

1 予算要求区分等について

予算要求区分一覧

経費区分		内 容	予算要求区分
義務的経費等	配分経費	人件費（職員給与費含む）	通常要求
		公債費	
		債務負担行為支出額	
		一般経常経費	
その他の経費	配分外経費	扶助費	暫定要求
		うち国の政策動向が明らかでないもの	
		特別会計支出金	通常要求
		一部事務組合負担金	
		政策的事業（普通建設事業等） 総合計画・市長マニフェストを含む	暫定要求
		うち特定課題推進分 雇用創出、環境対策等	

(1) 経費区分等について

配分経費 各部局が自主的に調整する経費であり、「配分外経費」以外のすべての経費を対象とします。配分にあたっては財政再建計画に基づくものとします。
なお、具体的な配分額は別途通知します。

配分外経費 部配分とは別枠で各部局が積上げの上要求する経費

【特定課題推進分】

政策的事業のうち、特に「雇用創出」や「環境対策」等の特定課題について、特別枠を設けて一定額を予算確保することとします。

(2) 予算要求区分について

暫定要求 新年度の国の政策確認ができ次第、正式な予算協議を開始します。

通常要求 各部局が自主的に調整する経費であり、「配分外経費」以外のすべての経費を対象とします。配分にあたっては財政再建計画に基づくものとします。
なお、具体的な配分額は別途通知します。

(参考) 暫定要求となることが想定される主な事業

・ 子ども手当支給事業 (現行の児童手当支給事業費)	・ 地域創造交付金事業 (道路特定財源関連)			
・ 出産支援 (国保特会・出産一時金)	・ 普通建設事業費			
・ 生活保護事業費 (母子加算)	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>国庫補助 (負担) 金事業</td> </tr> <tr> <td>単独事業費 (国の政策動向に配慮すべきもの)</td> </tr> </table>	}	国庫補助 (負担) 金事業	単独事業費 (国の政策動向に配慮すべきもの)
}	国庫補助 (負担) 金事業			
	単独事業費 (国の政策動向に配慮すべきもの)			

2 予算見積書の作成

予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて作成し、提出期限を厳守すること。

3 予算編成日程

概ね、次の日程により編成作業を取り進めます。なお、ヒアリングの詳細日程は別途通知します。

平成21年	10月30日	予算編成方針説明会
	11月2日	部配分通知
	11月20日	予算要求書提出期限（暫定要求含む）
	11月24日	財政課ヒアリング開始
	12月10日	第1回市長ヒアリング（各部要求概要）
	（12月随時）	政策予算等ヒアリング
	12月22日	各支所要求概要の市長説明
平成22年	（1月中）	第2回市長ヒアリング（政策予算査定）
	2月1日	予算案内示
	（2月上旬）	予算案確定
	（2月中旬）	報道発表

(別表)平成22年度財政見通し【暫定】

歳入では、国の概算要求やり直しや暫定税率の廃止に伴う影響など、地方財政計画の先行きが依然不透明な状況にあることから、市税、地方譲与税、地方交付税及び臨時財政対策債など一般財源総額を前年比+0.4%で仮置きするとともに、市債発行規模については、総合計画の前期と後期をつなぐ事業見直しにおいて計画された額を上限額として見込みます。

歳出では、義務的経費の増加要素をそれぞれ考慮し、特に、扶助費については厳しい景気情勢や少子高齢化の進展など、近年の上昇傾向から概ね3%程度の自然増を見込んでいます。その他、普通建設事業費は、市債と同様、総合計画の事業見直しに基づき仮置きするとともに、債務負担行為や各特別会計、国保会計及び土地開発公社経営健全化計画に基づく支出額等をそれぞれ見込むものとします。

その結果、現時点では2億円程度の収支不足が見込まれており、予算編成過程において歳入見通しの変動分と歳出圧縮努力によって収支均衡に努めることとします。

【歳入】

(単位:百万円)

項目 / 年度	H21見込	H22暫定
市 税	7,922	17,270
地方譲与税・交付金	1,183	
地方特例交付金等	87	
地方交付税	7,003	
臨時財政対策債	1,006	
(小計)	17,201	17,270
前年度繰越金	354	0
その他一般財源	183	100
特定財源	13,195	10,730
うち市債	1,202	1,075
(歳入合計)	30,933	28,100

【歳出】

(単位:百万円)

項目 / 年度	H21見込	H22暫定
人件費	4,353	4,500
うち特別職・一般職	3,883	4,020
公債費	3,421	3,620
扶助費	3,329	3,430
債務負担行為支出見込額	820	780
特別会計支出金	2,252	1,900
一部事務組合負担金	2,103	2,000
国保経営健全化計画支出金	715	680
土地開発公社経営健全化計画支出金	6,051	5,650
その他経常経費等	4,330	4,150
基金繰替運用返済金		40
普通建設事業費	3,467	1,550
(歳出合計)	30,841	28,300

収 支	形式収支	92	200
	翌年度繰越一般財源	92	0
	実質収支	0	200

平成 22 年度 重点施策に関する基本方針

1 平成 22 年度の基本姿勢

厳しい経済環境から市民生活を守り、地域経済の急激な悪化を阻止するため、平成 21 年度当初において積極型の予算編成としたことを始め、国の経済対策と連動しながら数次にわたる補正予算を編成し対策を講じてきた。

しかし、経済情勢は未だ混沌としており、特に雇用情勢が一層悪化することが予測されるなど、市民生活において依然不安は払拭されていない状況である。

一方では、市に存する地域資源を活用し、独自ブランド形成の動きが民間を中心に徐々に成果を見せ始めていることは、地域のオリジナリティーや食の安全・安心を求める現代社会のニーズもあり、地域を活性化する取り組みとして期待できる。

このような情勢を踏まえ、平成 22 年度においては市民の安全・安心対策に引き続き取り組むとともに、市民・企業の自発的なまちづくりの芽を育て、地域の価値を伸ばし将来の発展の道筋をさらに確かなものとするための取り組みに重点をおいた施策展開を行う。

さらに、平成 22 年度は市長の 3 期目における最終年度の政策予算となることから、市長マニフェストの確実な推進を図るとともに、総合計画の前期と後期をつなぐ事業見直しにおいて計画された事業の実行とあわせ、これまで着実に取り組んできた財政再建計画を引き続き推進する観点から、市役所の仕事、実施する事業を検証・評価し、また「縦割り・単一」から「連携・複合」の視点を取入れ、さらに協働の観点から官民連携の可能性を探るなど創意工夫して簡素で効率的な事務執行に最大限取り組む。

本市においては確実に市民のまちづくりへの参加意欲が増しているが、このことは、市民満足度の高いまちづくりの実現には、市民の思いや意見をまちづくりに反映し、ときには市民自らの行動によってなし得るものとの理念の下、全国で初となる市民の声を活かす条例を制定し、その実践を土台として自治基本条例を制定するなど「協働のまちづくり」の推進が地域社会の成熟化を促した成果であると考えられる。今後社会が本市の実践してきた協働型社会に進むことが十分予測されるが、先発自治体としての自負を持ちながらより一層市民の声に耳を傾け、市民から信頼される市役所づくりにさらに取り組む。

2 平成 22 年度重点施策

(1)安全・安心による質の高い生活づくり

景気の足取りが未だ不確かな状況の中、雇用環境が引き続き厳しいと予測されることから、企業などと連携し雇用機会の拡大に取り組むとともに、求職者の円滑な就労が可能となるよう、市としてできるセーフティネットの整備を行う。

少子高齢化・人口減少社会の到来を受け、子育て子育てしやすい環境づくりとともに、市民の健康寿命の伸長のための健康意識づくりや検診の受診率を向上させる取り組みを推進する。

また、医療・福祉・介護・保健・スポーツが連携し、高齢者・障がい者の実情をよく把握し

てサービスの最適化を図り、安心な暮らしの実現と就労など社会参加の促進に取り組む。

2011年7月の地上デジタル放送の完全移行に向け、ライフラインとして欠かせないテレビ受信に支障が生じないよう、期限内に完了するよう計画的に整備を行う。

さらに、頻発している豪雨・地震等自然災害、インフルエンザ等の感染症、さらに経済困窮や児童虐待など市民の生命に係る課題について、関係機関とも連携し必要なサポート体制、一体的なサービスの提供に取り組む。

小中学校の耐震化については耐震診断結果に基づき、速やかに耐震化対策を推進する。

(2)地域経済活性化

景気が本格回復しない中、地域経済の停滞を回避するため、真に市民生活の向上と地域の活力につながる公共事業については積極的に推進する。

公共事業という直接的な投資のみならず、企業が将来に向かって成長できるよう人材育成やブランド商品開発、異業種との連携、販路拡大への支援について積極的に取り組む。

地産地消を一層進めるとともに、さらなる地域産業の活性化のため都市部の消費力を取り込むための取り組みを推進する。

札幌市と締結した企業誘致に関する協定も活用し、石狩湾新港地域への企業誘致を進めるとともに、極東ロシア地域等との経済交流の促進に向けた取り組みを進める。

急激な経済環境の変化において的確かつ効果的な対策が講じられるよう地域経済情勢の把握に努める。

(3)環境・快適・持続可能な満足度の高い地域づくり

地球温暖化防止の観点から、市役所が率先して仕事のあり方を改善していくとともに、市民が環境について考え行動できる機会の創出を図る。

また、持続可能な地域づくりの観点から、安心して生涯住み続けられる住環境、自然環境を適切に保持し快適な生活空間の形成に取り組むほか、情報通信技術の進展に伴い、市民が利用しやすい環境づくり、さらに将来のまちづくりを担う次世代育成・教育の推進に取り組む。

自治基本条例の理念を踏まえ、誰もが公共を担える市民満足度が高いまちづくりを実現するため、公共への市民参加を促進するとともに、市民がまちづくりについて考えることができるようツールを駆使し積極的な情報発信に取り組む。

(4)地域自治区振興

合併後4年が経過しようとしており、新市の発展目標に沿って自治区においては地域資源、人材を活かし、地域住民と協力しながら地域振興を進め、成果が見られている。区長制度が本年9月を持って廃され、今後はこれまで以上に住民主導による地域振興を進める必要がある。こうしたことから、住民が考える地域振興策の可能性を確実に成果につなげるよう最大限の支援を行うとともに、まだ形になっていない思いを紡ぎ地域で共有を図りながら実現に向けて前進するよう積極的にコーディネートする。

3 財源

重点施策については、緊急性、事業効果、持続性、将来性さらに投資額の適性を十分審議した上で、財源を確保するものとする。

その際には財政再建計画に加え、「行政改革大綱」、「民間委託等に関する指針」を踏まえ、事業の徹底的な改善を行うとともに、受益と負担の適正なバランスにより財源を生み出すよう努力する。

また、財源の確保については、国・道の制度を積極的に活用すること。

4 政権交代に伴う影響

新政権は、子育て・医療・年金・教育・雇用といった国民生活に直結した政策に重点を置いており、子ども手当への支給や雇用対策については平成 22 年度予算から実施されるほか、自動車関連の暫定税率の廃止など地方自治体の歳入歳出に影響がある政策が予定されている。現段階では新政権の政策の全てが具体的な内容や工程について明らかになっていないが、政策の内容はもとより、政策決定の過程がこれまでの仕組みと大きく変わることが想定されることから、今後新政権の動向に十分留意しながら個別の政策の実施に係る情報については各部局において遺漏なきよう収集すること。